

公 告

三重地本公告第 19 号
令和 5 年 2 月 8 日

分任契約担当官
自衛隊三重地方協力本部長
岸 田 佳 明
(公 印 省 略)

下記のとおり一般競争入札を実施するので、陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 入札事項

- (1) 品 名：本部庁舎電灯使用電力
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：自衛隊三重地方協力本部（津市桜橋1丁目－91）
- (4) 履行期限：自 令和5年4月1日（土）0時 至 令和6年3月31日（日）24時

2 競争参加資格

令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「D等級以上」に格付けされ、東海・中部地域の競争参加資格を有する者。
（細部は注意事項による。）

3 契約条項を示す場所

入札書等は、自衛隊三重地方協力本部総務課会計班において、土曜、日曜、祝日を除く0900～1700の間、配布します。

4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5 競争入札執行の日時及び場所

令和5年2月27日（月）14：00～ 自衛隊三重地方協力本部 3F会議室

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

8 注意事項

別紙のとおり

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量 令和5年度本部庁舎電灯使用電力
契約電力：45kVA
予定使用電力量：40,911kWh
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 使用期間 令和5年4月1日 0時 ～ 令和6年3月31日 24時
- (4) 需要場所 三重県津市桜橋1丁目91番地 自衛隊三重地方協力本部

2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得る者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「物販の販売」で、D等級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受け入れている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (11) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。

- (12) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条項を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (13) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、再生可能エネルギー比率30%とすること。(特定電源割当計画書を提出すること。)

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出及び判定

- (1) 入札参加希望者は、適合証明書及び特定電源割当計画書を提出すること。
- (2) 提出方法については、持参又は郵送とする。(FAX 不可)
- (3) 提出期限 令和5年2月22日(金) 17時00分
- (4) 判定については、電話及びFAXにて回答する。

4 契約条項等を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、自衛隊三重地方協力本部総務課会計班において配布する。

令和5年2月9日(木)～令和5年2月22日(水)
(土曜日曜祝日を除く0900～1700)

5 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、あらかじめ当省が別途提示する毎月の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。

この際、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する事項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

7 契約書の作成

契約書を作成する。

細部の契約記載要領については、落札決定後説明のうえ作成する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年2月22日（金）17時00分必着分までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を自衛隊三重地方協力本部総務課会計班まで行くとともに便着の確認を必ずお願い致します。
- (2) 入札金額が同額による場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度入札となった場合は別途連絡致します。
- (3) 電報・電話等による入札は認めません。
- (4) 入札に参加する者は、令和5年2月22日（金）までに資格決定通知書の写しを提出して下さい。（FAX可）
- (5) 市価調査等依頼の際は、ご協力宜しくお願い致します。
- (6) 落札者が「入札及び契約心得」に基づき契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (7) 落札決定については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。
- (8) 入札及び契約に関する問い合わせ先
自衛隊三重地方協力本部 総務課
三重県津市桜橋1丁目91番地
電 話：059-225-0531（FAX：0531）
入札内容：会計班長 山本事務官
仕様内容：管理班長 有馬1曹

令和5年度本部庁舎電灯使用電力

仕 様 書

1 概 要

- (1) 需要場所
三重県津市桜橋1丁目91 自衛隊三重地方協力本部
- (2) 業務及び用途
官公署 (国家事務)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数 等
- | | |
|-------------|---------|
| ア 供給電気方式 | 交流単相3線式 |
| イ 標準電圧 | 100ボルト |
| ウ 計量電圧 | 100ボルト |
| エ 標準周波数 | 60ヘルツ |
| オ 非常用自家発電設備 | なし |

(2) 契約電力、予定使用電力量

- | | |
|-----------|-----------|
| ア 契約電力 | 45KVA |
| イ 予定使用電力量 | 40,911Kwh |
- ※別紙「令和5年度月別予定電力使用量」のとおりとする。

(3) 使用期間

自：令和5年4月 1日 0時
至：令和6年3月31日 24時

(4) 電力量の検針

自動検針装置なし。

(5) 需給地点

引込柱の接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

上記(5)の需給地点に同じ。

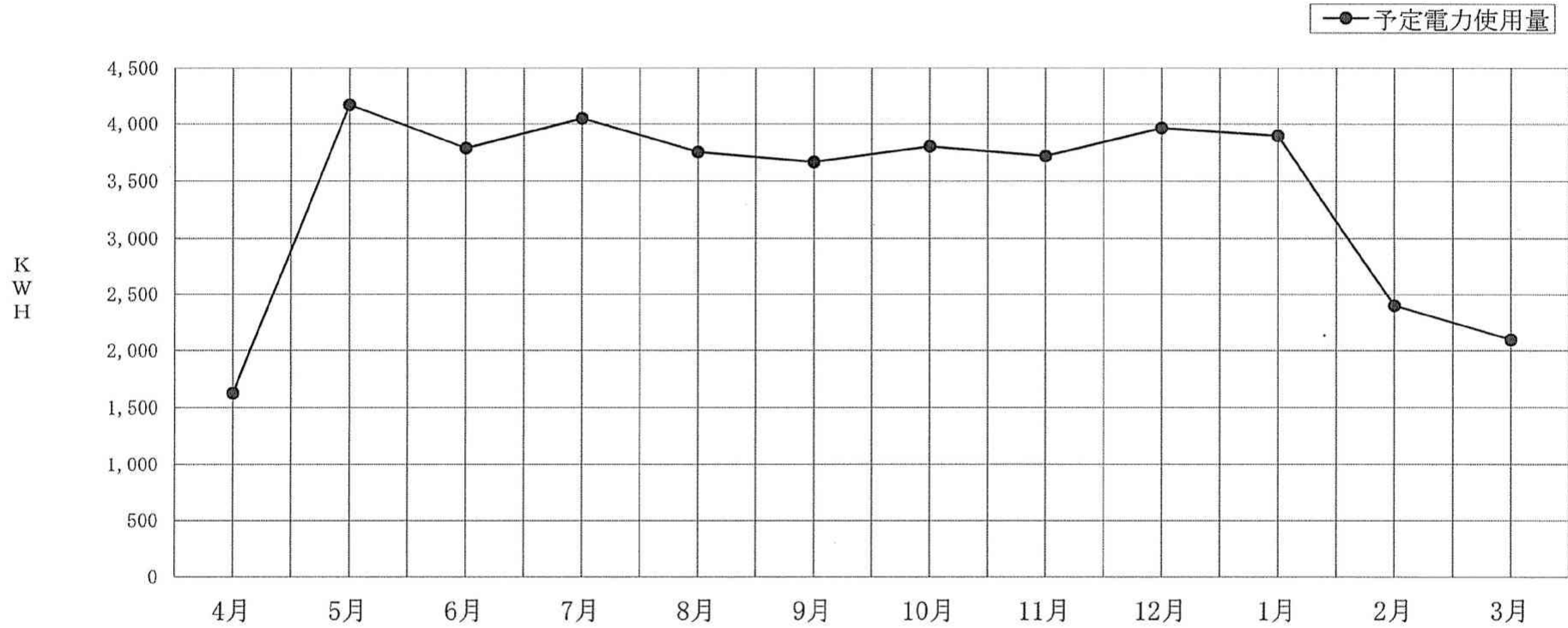
(7) 保安上の責任分界点

上記(5)の需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 入札価格の算定に当たっては、燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (2) 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。
- (3) 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に別紙第2で示す書面で四半期ごとに提出をすること。
- (4) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- | |
|---|
| ア 契約電力の単位は1KVAとする。 |
| イ 使用電力の単位は1キロワット時とする。 |
| ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。 |
| エ 消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。 |
- (5) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第3に掲げる条件を満たすこと

令和5年度月別予定電力使用量 (KWH)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
予定電力使用量	1,623	4,169	3,785	4,047	3,750	3,664	3,801	3,717	3,964	3,896	2,400	2,095	40,911

提出様式例

2022年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2022年〇半期に以下の通り●●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
2022年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上	20
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊三重地方協力本部長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和4年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和4年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和4年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>① 高炉ガス又は副生ガス</p>

② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	<p>3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{①}} \times 100$</p> <p>令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{①}} \times 100$</p> <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和4年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和4年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊三重地方協力本部長
1等陸佐 〇 〇 〇 〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和元年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和元年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第3により算出した値を記載
注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、契約担当官等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

住 所
名 称
代表者